

日吉台学区避難所開設マニュアル

避難所運営は大津市担当部署と避難者が主となり避難所運営委員会を立ち上げ運営してゆくのが基本です。

発災害当初はその体制は機能しませんので、自治連、自主防災会が協力して避難住民の対応に当たる必要が有ります。

新設 日吉台学区避難所開設マニュアル は11月中に 自治連、各丁、学区各種団体に配布したい。

避難所	一丁目・二丁目	市民センター
	三丁目・四丁目	小学校体育館
車での避難	全丁	小学校グラウンド
総務・名簿・連絡広報班		
	市民センター	1 北自治会
	小学校体育館	3 西自治会
衛生・救護班		
	市民センター	2 北自治会
	小学校体育館	3 東自治会
物資・食料班		
	市民センター	1 南自治会
	小学校体育館	4 西自治会
屋外・誘導班		
	市民センター	2 南自治会
	小学校体育館	4 東自治会

「避難所でのペットの取り扱いについて」

家族同然のペットについて災害時の扱いは難しい問題があります。
大津市では「避難所の居住スペース」での飼育は禁止されています。

その為、屋外にテントを張るなどで指定された場所に「つなぐ」、あるいは「ゲージ」に入れて頂くことになります。

自家用車の車内で飼育される場合は、駐車して頂く場所について配慮します。

避難所での飼育については多くの制約がありますので、出来れば住み慣れたご自宅で飼育されることを推奨します。

「避難所におけるペットの飼育ルール」として、下記の様なことを求められます。

- ① ペットは指定された場所で「つなぐ」、あるいは「ゲージ」に入れて飼ってください。
- ② 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ ペットに関する苦情の予防、危害の防止に努めてください。
- ④ 排便やブラッシングは、必ず屋外の指定された場所でさせ、後始末を行ってください。
- ⑤ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- ⑥ ノミの駆除に努めてください。
- ⑦ 運動は必ず屋外で行ってください。
- ⑧ 飼育が困難な場合は、専用の施設等の一時預かり等を検討して下さい。
- ⑨ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会まで届け出てください。

難しいことですが事前の対策を今から考えておいて下さるようお願いいたします。

以上